

新旧対照表（熱中症対策に資する現場管理費の補正試行要領について）

改正	現行	備考
<p>富山県農林水産部「熱中症対策に資する現場管理費の補正」試行要領</p> <p>1 【省略】</p> <p>2 用語の定義</p> <p>(1)真夏日 日最高気温が30℃以上の日をいう。</p> <p>(2)～(4)【省略】</p> <p>3 ～ 5 【省略】</p> <p>附 則 この要領は、平成31年4月1日以降の契約にかかる工事から適用する。</p> <p>附 則 1 この要領は、令和2年4月1日以降の契約にかかる工事から適用する。 2 この要領において、真夏日の定義を日最高気温が28℃以上の日とするのは、令和2年8月14日以降に真夏日に関する観測結果の報告を受ける工事から適用する。 なお、真夏日の定義を日最高気温が28℃以上の日とするのは、令和2年5月11日以降とする。</p> <p>附 則 この要領において、真夏日の定義を日最高気温が30℃以上の日とするのは、令和5年6月8日以降に真夏日に関する観測結果の報告を受ける工事から適用する。 ただし、令和2年5月11日から令和5年5月7日の期間で新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防を実施している場合、真夏日の定義を日最高気温が28℃以上の日とできる。</p>	<p>富山県農林水産部「熱中症対策に資する現場管理費の補正」試行要領</p> <p>1 【省略】</p> <p>2 用語の定義</p> <p>(1)真夏日 日最高気温が30℃以上の日をいう。 <u>ただし、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防にあたっては、日最高気温が28℃以上の日とする。</u></p> <p>(2)～(4)【省略】</p> <p>3 ～ 5 【省略】</p> <p>附 則 この要領は、平成31年4月1日以降の契約にかかる工事から適用する。</p> <p>附 則 1 この要領は、令和2年4月1日以降の契約にかかる工事から適用する。 2 この要領において、真夏日の定義を日最高気温が28℃以上の日とするのは、令和2年8月14日以降に真夏日に関する観測結果の報告を受ける工事から適用する。 なお、真夏日の定義を日最高気温が28℃以上の日とするのは、令和2年5月11日以降とする。</p>	<p>削除</p> <p>追加</p>